

# 「優良建設工事施工業者表彰」 の制度改正について

## 1 改正の趣旨

- 本県では、県内企業の技術力向上への意欲を高めるため、他の模範となる優良工事を選定し施工業者を表彰及び公表しています。
- 当制度は、これまで一定の効果を発揮してきたところですが、今後、より一層の工事目的物の品質向上を図るため、優良工事の選定基準を見直すものです。

## 2 改正の内容

- 「優良建設工事施工業者表彰事務取扱要領」の第2条第2項第3号に、以下のとおり除外規定を追加します。

「優良建設工事施工業者表彰事務取扱要領 第2条（抜粋）」

第2 この要領による表彰の対象工事は、表彰年度の前年度に完成した請負金額が500万円以上かつ工事成績調書考査総合点が85点以上の優良な建設工事とする。

2 次のいずれかに該当する場合は表彰対象としないものとする。

- (1) 共同企業体（JV）が施工した場合
- (2) 工事成績調書の「法令遵守等」の評定に減点がある場合
- (3) 工事成績調書の考査項目の「出来形及び出来ばえ」において、監督員と検査員のいずれかに「a」がない場合

(参考) 工事成績調書の該当部分

規程様式第5号		工 事 成 績 調 書 (中間・既済、完成)																								
Ver.01.2023.02		監督員・主任監督員										総括監督員														
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1 施工体制	I 施工体制一般	3	1.5	0	-5	-10																				
	II 配置技術者	3	1.5	0	-5	-10																				
2 施工状況	I 施工管理	3	1.5	0	-5	-10						5		2.5		0	-7.5	-15	5		2.5		0	-7.5	-15	
	II 工程管理	2	1	0	-5	-10	6	3	0	-4.5	-9															
	III 安全対策	2	1	0	-5	-10	9	4.5	0	-4.5	-9															
	IV 対外関係	2	1	0	-5	-10																				
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	3		0	-2.5	-5						10		5	2.5	0	-10	-20	10	7.5	5	2.5	0	-10	-20	
	II 品質	4		0	-2.5	-5						15		12	7.5	4	0	-12.5	-25	15	12	7.5	4	0	-12.5	-25
	III 出来ばえ	4		0	-2.5	-5						5		2.5		0	-5		5		2.5		0	-5		
4 工事特性	I 施工条件等への対応	※8					≧10																			
5 創意工夫	I 創意工夫	※2																								
6 社会性等	I 地域への貢献等	※3					≧10																			
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点										点														
評定点 (6.5+加減点合計)		① 点										② 点														
評定点計		□ 点										□ 点														
7 法令遵守等		※6										※8 既に行われた中間検査評定内容のとおりであることを確認し氏名:														
総合点		□ 点										= 評定点計 - 7. 法令遵守等														

「3 出来形及び出来ばえ」で、監督員と検査員のいずれにも「a」が1つ以上あることを追加条件とする

## 3 改正の適用

- この改正は、令和6年4月1日から施行し、令和7年度表彰（対象：令和6年度完成工事）から適用します。